

寿都町津波一時避難施設指定基準

寿 都 町

(平成24年9月)

目次

1	目的	1
2	津波一時避難施設の定義	1
3	構造的要件	1
4	位置的要件	1
5	津波一時避難施設の選定	2
6	津波一時避難施設候補の施設管理者等との交渉における注意点	2
7	津波一時避難施設の指定	2
8	津波一時避難施設として活用する場合の留意点	2
9	周知、啓発等	2

○書式・資料

様式 1	津波発生における津波一時避難施設としての使用に関する協定書（雛形） （施設所有者、町 2 者協定）	4 ~ 5
別図 1	津波一時避難施設入口・一時避難受入範囲図（例）	6
別図 2	津波一時避難施設指定表示	6

1 目的

平成5年7月12日に発生した北海道南西沖地震は道内の広い範囲に甚大な被害をもたらした。本町では、震度5を記録、津波の高さは5mに達し、被害状況は、人的被害が重軽傷者5名、住家被害が半壊、一部損壊29棟、床上床下浸水7件、その他建物全壊3件、その他の道路や公共施設にも多くの被害を受けた。

また、平成23年3月11日の東日本大震災は、東北3県を中心とした広い地域に甚大な被害をもたらした。多くの尊い命が犠牲となった。

今後もこのような大規模地震発生が懸念される中、沿岸域を持つ本町における津波対策は必須の課題であり、警報（津波・大津波）の発令時には迅速に安全な場所への一時避難が求められ、沿岸部周辺は、状況によっては高台を求める地域住民等による混乱状態となる事も考えられ、また地形的条件や冬期の積雪時には安全を確保できる高台までの避難が困難であると想定される地域も存在し、今後の高齢化の進展、災害時要援護者への対策を考慮すると、安心して次の避難行動まで留まれる場所を確保することは、住民の安全、安心を得るうえで不可欠な要素であり、ひいては沿岸域全体の防災・減災に貢献するものである。

本基準は、避難対象地域に存在する「一時的な避難施設(津波避難ビル等)」を指定する際の要件、選定等について規定することを目的とし、内閣府「津波避難ビル等に係るガイドライン(平成17年6月)」及び北海道「北海道津波避難計画策定指針(平成24年6月)」等を参考に作成した。

また、本基準は、法整備や被害想定等の状況変化により、修正を行うこととする。

2 津波一時避難施設の定義

津波浸水予測区域内の住民が、地震等によって発生する津波の衝撃や浸水から身体を守るため、地震発生による津波警報が発令されてから、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまでの期間、一時的に高所に避難するための人工構造物とする。

津波一時避難施設として終日にわたり一時退避が可能であることを基本とする。

3 構造的要件

本基準における構造的要件は次によるものとする。

RC（鉄筋コンクリート造）又はSRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）の建物を基本とする。※1

上記の建物において、想定される浸水深が2mの場合は3階以上（想定される浸水深が1m未満の場合は2階建てでも可）を有す場合には、津波一時避難施設選定の対象とする。※2

緊急かつ一時的退避が可能な供用場所（居室、屋上、通路、階段等）が、要件を満たす階層にあること。

※1 特に緊急に指定を要する場合、津波浸水状況及び地域の状況等を総合的に勘案し、必要と認められる場合に備え、S（鉄骨造）他の建物についても状況の整理、検討を十分に行い、条件を付すなどして指定施設とすることも考慮する。（特に大規模な工場、倉庫など、主体構造が鉄骨組みでALC（軽量気泡コンクリート）の外壁を持つ物件は対加重性を十分に考慮している場合がほとんどであり、選択候補となりうる。）

2 建築年月日については、昭和56年に施行された新耐震設計基準対応後に建設された建物を選定の基本とするが、耐震診断、または相当する強度を有すると認められる場合には、これ以前の建物も、前項と同様の手順により、条件を付して選定の対象とする場合もある。

4 位置的要件

北海道が平成20・21年度に行った津波シミュレーション及び被害想定調査を基に作成した寿都町防災マップを用い、以下の地域を津波一時避難施設指定に際しての位置的要

件として設定する。

想定津波による最大浸水範囲内の建物若しくはその付近の建物
避難時に高台若しくはその経路が存在しない場合
その他一時避難施設設置の必要が認められる場合。

5 津波一時避難施設の選定

「構造的要件」に合致する候補施設を上記の「位置的要件」に沿った地域から選定する。
上記要件と合致した建物であっても、現況確認の結果、津波一時避難施設に適さないと判断した場合には選定しない。

6 津波一時避難施設候補の施設管理者等との交渉における注意点

緊急の課題として、津波一時避難施設を確保する必要がある、当面は「寿都町」と「所有者（又は施設管理者）」による協定締結を促進する。

交渉時に確認すべき事項として下記があげられる。

所有者又は施設管理者名

施設内において一時避難可能な場所(廊下、階段、屋上等)

一時避難場所の総面積(1㎡/人を収容人数とする。)

7 津波一時避難施設の指定

地域住民との協議及び施設管理者の間で合意が得られた後、津波一時避難施設に関する協定書の取り交わしを行い、指定を行うものとする。(協定書の雛型は様式1を参照のこと)

なお、施設使用料については、緊急的な事態への対処を目的とするものであり、善意による協力を要請することを基本とする。

施設には、その施設が津波一時避難の場所として指定されている事を示す「別図2 津波一時避難施設指定表示」を掲示する。その際、「建物入口付近」、並びに「管理人室」、一時避難受け入れ範囲を設定する階の「階段室扉」等に、「津波一時避難時入口」や、「受け入れ可能な範囲」を明記しておくことが望ましく、協定締結の際は「別図1」内平面図を例とする「津波一時避難施設入口、一時避難受入範囲」を資料として提出してもらうこと。

なお、屋内経路に複数の表示が可能であれば、避難誘導を兼ねて補助的な案内掲示を適宜追加すると共に、利用時間に制限がある場合など、特記となる事項があれば、併せて表示を加えることが望ましい。

8 津波一時避難施設として活用する場合の留意点

津波一時避難施設としての活用は、大地震の発生時や津波警報発令時、又は遠地津波等によって大きな津波被害が生じる可能性が明らかな場合を基本とする。

開設時の解錠方法等については、所有者（施設管理者）との事前確認を十分に行い、協定書として取り交わすものとする。

津波避難時に利用可能な場所、事故の取扱い、原状復帰など、実行動に係る規定については十分に協議して協定書に記載するとともに、必要に応じて細目を覚書として取り交わすものとする。

9 周知、啓発等

周知

町は、指定された津波一時避難施設について、広報などで津波一時避難施設や津波避難場所を図示するなどして周知する。

周知について、協定先等が上記による指定周知に問題がある旨の申し出を行った場合

には、公表可能な内容を協議し、その範囲内で周知する。

協定先の申し出により周知を限定する場合にあっても、津波一時避難施設指定の証しとなる「津波一時避難施設指定表示」、並びに地域住民への周知が協定締結の町としての前提条件である旨、町は協定先の理解を得る努力を惜しんではない。

町は、国、北海道による新たな津波浸水予測等が示されるなど、本町の地震・津波対策に修正があった際は、その都度、評価と見直し、基準の修正をするとともに、津波一時避難施設の追加指定や指定解除などの対応を行い周知する。

啓発

町は、住民に対して、津波一時避難施設指定の目的を周知する広報、指導を行う。

町は、住民に対して、津波一時避難施設において、施設管理者、施設に避難する住民、双方が迷いなく、秩序ある行動ができるよう呼びかけを行う。

町は、防災訓練等の機会を利用するなどして、地域住民の津波避難が円滑に行われるよう、関連する情報の提供を行う。

様式1

津波発生時における津波一時避難施設としての使用に関する協定 (雛形)

寿都町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という）は、地震による津波が発生し、又は発生するおそれがあるときに、地区住民及び当該地区で就労中又は通過中の者等（以下「地域住民等」という。）の避難の円滑化を図るため、乙が所有する施設を津波一時避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(使用物件)

第1条 乙は、乙が所有（管理）する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地
 - (2) 名称
 - (3) 構造等
 - (4) 使用場所 屋上（階段、3F） m² 合計 m²（約 人収容）※m²/1人
- 2 乙は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）が増改築により、使用場所や経路等が変更になった場合は、甲に情報提供し、必要に応じて甲乙が協議し、協定内容を変更するものとする。
- 3 甲は、対象施設に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

(使用期間)

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがある時から、乙及び地域住民等が津波避難ビルとしての役割の終了を確認した時までとする。

(施設の管理及び解錠)

第3条 乙は、使用場所及び使用場所へ通じる通路に障害となるものを置かないなど善良な管理に努めるとともに、緊急時において円滑な解錠により、地域住民等の避難が図られるように努めるものとする。※経路や施錠の有無などにより変更

(目的外使用の禁止)

第4条 甲及び地域住民等は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

(費用負担)

第5条 対象施設の使用料は無料とする。

(原状回復義務)

第6条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）この際、地域住民等が破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、甲乙協議を行うものとする。

(利用者責任)

第7条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(津波避難ビル表示、公開)

第8条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置するなど、地域住民等に対して周知するものとする。

(相互協力)

第9条 甲及び乙は、津波による避難時に相互協力できるよう、日頃から地域住民等や施設入所者の交流及び情報交換を行うように努める。また、津波が発生した際には、様々な人々に対して地域住民等と同様に扱い、一人でも多くの命を守ることができるように努める。

(有効期限)

第10条 この協定は、平成〇〇年〇〇月〇〇日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

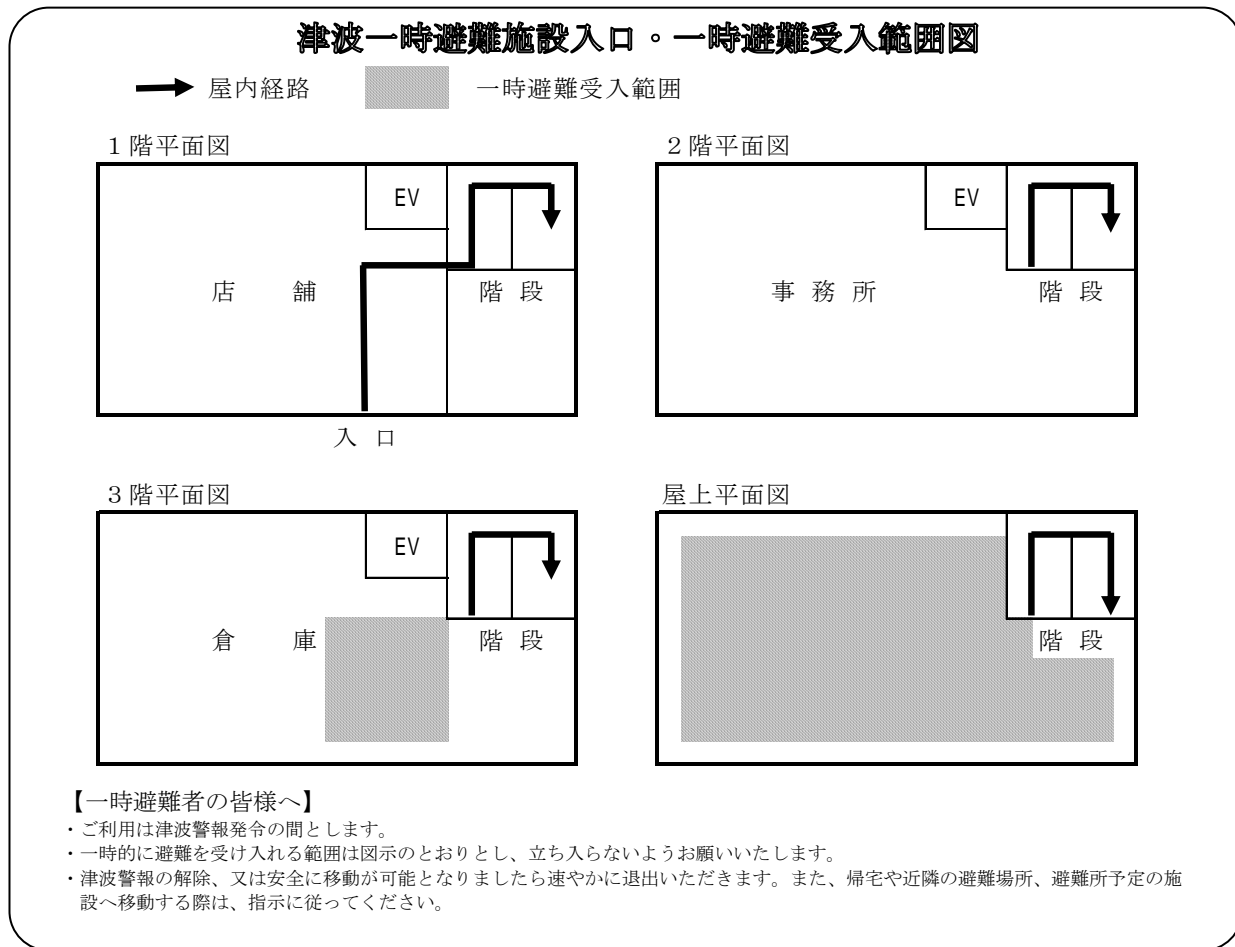
平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 寿都郡寿都町字渡島町140番地1
寿都町
寿都町長 片岡春雄

乙

別図1 津波一時避難施設入口・一時避難受入範囲図（例）

避難者の進入口並びに受入をする範囲を必要に応じて図示できるように、協定時に提出された平面図を利用し、出入口又は通路付近に掲示し周知する。



別図2 津波一時避難施設指定表示

